

職員の交通事故に係る和解について

1 事故の概要等

(1) 発生年月日

令和4年10月12日(水)午後1時30分頃

(2) 発生場所

登米市内駐車場

(登米市迫町佐沼字八幡三丁目2番地1)

(3) 事故の概要

登米総合産業高等学校職員が上記駐車場で公用車を後進させた際、駐車中の相手方車両と接触し、後部バンパー等を損傷させたもの。

2 和解の内容等(専決処分内容)

(1) 和解の相手方

イ 住所

ロ 氏名

※個人情報が含まれるため、表示していません

(2) 和解の内容

イ 内容 示談

ロ 示談年月日 令和4年12月23日

ハ 損害賠償額 103,994円

ニ 和解の内容 県は相手方に上記損害賠償額を支払うこととし、相手方はその余の請求を放棄する。

3 知事専決処分年月日

令和4年12月23日